

事務連絡
令和5年9月29日

各都道府県
各国公立大学
各国公立高等専門学校
大学を設置する各地方公共団体
各公立大学法人
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人
大学を設置する各学校設置会社
独立行政法人国立高等専門学校機構
各都道府県教育委員会
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会
厚生労働省社会・援護局及び医政局

御中

文部科学省高等教育局
高等教育企画課

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令第8条第2項第5号により特定地域内学部収容定員を令和7年度に増加させる場合の
手続について（周知）

「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令第8条第2項第5号による特定地域内学部収容定員の増加に係る手続について（周知）」（令和5年6月9日付事務連絡）において、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（以下「共同命令」という。）第8条第2項第5号による特定地域内学部収容定員の増加に係る手続について、お知らせしたところです。その際別途連絡することとしておりましたが、令和7年度以降に共同命令第8条第2項第5号により特定地域内学部収容定員を増加させる場合の手続の時期について、下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

記

1. 共同命令第8条第2項第5号により特定地域内学部収容定員を増加させる際の届出時期
 - (1) 令和7年度に特定地域内学部収容定員を増加させる場合

- 令和5年12月4日から12月22日までの間に、必要事項を記入した別記様式第1号及び別記様式第3号並びに「特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類の作成の手引」（令和5年6月9日改訂）に記載の別添資料を文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室に予め提出すること。
- 予め提出された資料において、要件が充足されていることを、地方公共団体関係者を含む有識者の意見を聴いて、文部科学大臣が認めた後、共同命令第9条に基づき文部科学省へ届け出ること。

(2) 令和8年度以降に特定地域内学部収容定員を増加させる場合

- 別途文部科学省から届出時期について通知すること。なお、通知は令和6年度中に発出する予定であること。

2. 留意事項

- 学校教育法に基づき文部科学大臣に対して学部等の設置認可申請や収容定員に係る学則変更の認可申請を行う前に、特定地域内学部収容定員の増加に係る届出を行う必要があること。（共同命令第9条第2項）
- 学部等の設置ではなく既存学部等の収容定員増加により令和7年度に特定地域内学部収容定員を増加させるに当たり、当該学部等が平成18年度以前に開設されている場合には、当該学部等の学位の分野が理学関係又は工学関係を有することを大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に確認する必要があること。なお、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会への確認は、令和5年10月12、13日又は11月9日、10日に文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学設置室（d-secchi@mext.go.jp）へ申し込むこと。
- 共同命令第8条第2項第5号の適用を受けて特定地域内学部収容定員を増加させる際に、当該大学が特定地域内学部収容定員の増加について文部科学省へ届け出た後、学部等の設置認可申請や収容定員に係る学則変更の認可申請に係る審査により、学位の分野が理学関係又は工学関係のいずれも有さないと判断される場合には、同号イ(2)に適合しないこととなること。
- 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において、当該学部等が学位の分野として理学関係又は工学関係を有していると確認された場合であっても、確認時に提出された内容からその後変更が発生した際には、大学設置分科会での確認結果が原則として無効となること。
- 令和7年度に共同命令第8条第2項第5号の適用を受けて特定地域内学部収容定員を増加させる場合、特定地域内学部収容定員に係る手続について、上記以外の届出機会を今後別途設ける予定はないこと。

(参考)

- 文部科学省ホームページ（「特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類の作成の手引」（令和5年6月9日改訂）等）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/teiinyokusei/index.htm

- 文部科学省ホームページ（「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談の手続について」）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1246441.htm

【問い合わせ先】

文部科学省高等教育局高等教育企画課

高等教育政策室 疋田、阿久津、眞田

電話：03-5253-4111（内線 3772）

メール：koutoukikaku@mext.go.jp